

## スタートアップ・中小企業の応募に関するQ&amp;A

#	Q	A
1	本事業に参加するにあたり、東京都への費用の支払いや契約の締結は必要か	本事業を通して提供する支援に対して、費用のお支払いは必要ありません また、東京都との契約は不要です
2	会社代表者による申請が必要か	申請者は会社代表者でなくても問題ございません 十分な決裁権をお持ちの方であれば、申請者としていただくことが可能です
3	マッチング対象となる事業会社を選ぶことはできるか	ご希望を伺うことはできますが、事業会社のニーズに応じてマッチングを調整いたしますので、ご希望に則したマッチングに至らない可能性についてはご承知おきいただけますと幸いです
4	マッチング先の大企業は、WEBサイト掲載の「2025年度 採択事業会社」の5社のみか。また、それぞれどの部署との連携になるか	WEBサイト掲載の「2025年度 採択事業会社」の5社のみとなります また、連携部署はスタートアップが保有する技術によって異なるため、事前の公表はしておりません 事業会社のビジネスと親和性があると考えられる場合はぜひお申込みください
5	GX製品・技術等の活用とあるが、GX領域の人材育成の研修サービス等も該当するか	「GXに関する自社で開発された商品・サービス・技術等もしくはデジタル技術を活用しGXに適用可能な商品・サービス・技術等を保有していること。または、他社と共同開発されたGXに関する自社商品・サービス・技術等もしくはデジタル技術を活用しGXに適用可能な商品・サービス・技術等を保有していること。」を要件としております 個別具体的な例に対する回答は差し控えますが、上記に該当し得るものであれば問題ございません
6	選考プロセス、応募要件、開発ステージがどのくらいのレベルならマッチングいただけるのか（実証段階レベルでも将来の商用化を見据えてマッチング可能か）	申込時点で特段制限はございません マッチングの可否は各事業会社のニーズによります
7	スタートアップの要件である「創業後（第二創業含む）10年未満」の考え方について具体的に教えていただきたい（例：設立から10年超経過していてもOKなケースetc.）	「スタートアップ」の要件については、創業後（第二創業含む）10年未満（登記地要件無）とさせていただいており、大変恐縮ながら例外はございません 一方、「中小企業」は創業後年数の制限はなく（設立後10年超でも問題ありません）、①中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当しており、②東京都内に登記簿上の本店又は支店を有している場合に応募いただけるカテゴリになりますので、ご確認いただけますと幸いです